

○法務省令第一号
厚生労働省

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のようく定める。

令和八年一月三十日

法務大臣 平口 洋

厚生労働大臣 上野賢一郎

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後					改正前				
別表第一		別表第一		別表第二		別表第二			
五一四 (略)		五一四 (略)		五一四 (略)		五一四 (略)			
五 繊維・衣服関係 (七職種十四作業)		五 繊維・衣服関係 (六職種十三作業)		六 繊維・衣服関係 (十二職種二十二作業)		六 繊維・衣服関係 (十四職種二十二作業)			
職種	作業	試験	試験実施者	職種	作業	試験	試験実施者	職種	作業
(略)	縫製	自動車シート縫製作業	座席シート	(略)	縫製	自動車シート縫製作業	座席シート	(略)	縫製
タオル製造	タオル縫製	縫製技能実習評価試験	一般社団法人日本タオル検査協会	タオル製造	タオル縫製	縫製技能実習評価試験	一般社団法人日本タオル検査協会	タオル製造	タオル縫製
作業	技能実習評価試験	習評価試験	ソーシング技術研究協会	作業	技能実習評価試験	習評価試験	ソーシング技術研究協会	作業	技能実習評価試験
五一七 (略)				五一七 (略)				六八 (略)	
別表第二		別表第二							
六八 (略)		六八 (略)							

この省令は、
附 則

公布の日から施行する。